

(庶ろ-15-B)

平成25年3月29日

地方裁判所事務局長 殿

水戸、甲府、神戸、奈良、大津、和歌山、  
富山、広島、岡山、松江、福岡、佐賀、  
大分、宮崎、福島、山形、盛岡、秋田、  
青森、函館、旭川、釧路、高松、徳島

家庭裁判所事務局長 殿

千葉、水戸、甲府、長野、神戸、奈良、  
大津、和歌山、富山、広島、岡山、松江、  
福岡、佐賀、大分、宮崎、仙台、福島、  
山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、  
釧路、高松、徳島、松山

最高裁判所事務総局情報政策課参事官 中尾 彰

期日進行管理プログラム（家事事件用）等用サーバ機の集約  
等について（事務連絡）

平成25年6月30日でリース期間の満了する標記プログラム、期日進行管理プログラム（簡裁民事事件用）及び調停委員出勤管理プログラム用のサーバ機（以下「期日Pサーバ機」という。）等の今後の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、お知らせします。

なお、上記取扱いに伴う具体的な作業については別途連絡しますので、よろしくお取り計らいください。

記

1 期日Pサーバ機の集約

(1) 対象庁

別表 1 のとおり

(2) 取扱いの変更

簡易裁判所と家庭裁判所とで、1台のサーバ機を共同利用する運用に変更する。

2 サーバ機を利用した運用の取り止め

(1) 対象庁

別表 2 のとおり

(2) 取扱いの変更

職員貸与パソコンをサーバ機としても利用する運用に変更する。

(別表1)

## サーバ集約化対象庁（被集約庁）（25庁）

## 家庭裁判所

No.	対象庁（被集約庁）
1	水戸家庭裁判所
2	甲府家庭裁判所
3	大津家庭裁判所
4	和歌山家庭裁判所
5	富山家庭裁判所
6	広島家庭裁判所福山支部
7	岡山家庭裁判所倉敷支部
8	松江家庭裁判所
9	福岡家庭裁判所飯塚支部
10	佐賀家庭裁判所
11	大分家庭裁判所
12	宮崎家庭裁判所
13	福島家庭裁判所
14	山形家庭裁判所
15	盛岡家庭裁判所
16	秋田家庭裁判所
17	青森家庭裁判所
18	函館家庭裁判所
19	旭川家庭裁判所
20	釧路家庭裁判所
21	釧路家庭裁判所帶広支部
22	高松家庭裁判所
23	徳島家庭裁判所

No.	集約先となるサーバ庁
1	水戸簡易裁判所
2	甲府簡易裁判所
3	大津簡易裁判所
4	和歌山簡易裁判所
5	富山簡易裁判所
6	福山簡易裁判所
7	倉敷簡易裁判所
8	松江簡易裁判所
9	飯塚簡易裁判所
10	佐賀簡易裁判所
11	大分簡易裁判所
12	宮崎簡易裁判所
13	福島簡易裁判所
14	山形簡易裁判所
15	盛岡簡易裁判所
16	秋田簡易裁判所
17	青森簡易裁判所
18	函館簡易裁判所
19	旭川簡易裁判所
20	釧路簡易裁判所
21	帶広簡易裁判所
22	高松簡易裁判所
23	徳島簡易裁判所

## 簡易裁判所

No.	対象庁（被集約庁）
24	尼崎簡易裁判所
25	奈良簡易裁判所

No.	集約先となるサーバ庁
24	神戸家庭裁判所尼崎支部
25	奈良家庭裁判所

## (注)

- 1 集約先となるサーバ庁においては、集約化に伴うデータ移行に関する作業は発生しない。
- 2 集約後、対象庁（被集約庁）のデータは集約先となるサーバ庁へ移行する必要がある（移行は対象庁（被集約庁）が行う。）。
- 3 集約後の対象庁（被集約庁）のデータのバックアップは対象庁（被集約庁）がリモートで行うことを予定している。
- 4 尼崎簡易裁判所及び奈良簡易裁判所は、クライアント兼サーバからサーバに集約されるため、ハードディスク削除作業及びサーバ機撤去作業を行うことはない。

(別表2)

クライアント兼サーバ化対象庁 (10庁)

家庭裁判所

No.	対象 庁
1	千葉家庭裁判所木更津支部
2	長野家庭裁判所上田支部
3	広島家庭裁判所尾道支部
4	岡山家庭裁判所津山支部
5	宮崎家庭裁判所都城支部
6	仙台家庭裁判所古川支部
7	仙台家庭裁判所石巻支部
8	福島家庭裁判所会津若松支部
9	高松家庭裁判所丸亀支部
10	松山家庭裁判所西条支部